

議案第4号

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を得てする賠償責任の免除)</p> <p>第2条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を得てする賠償責任の免除)</p> <p>第2条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第4項</u>の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。